

令和3年5月25日

第11回村上市農業委員会会議録

第11回村上市農業委員会定例会を令和3年5月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	8番	遠山久夫
9番	本間サヨ子	10番	稲葉浩之
11番	斎藤博	12番	加藤孝平
13番	齋藤文夫	14番	石山章
15番	佐藤裕介	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子

1. 欠席委員は次のとおりである。

16番	船山寛	20番	富樫与志栄
-----	-----	-----	-------

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 事業計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時26分 事務局長(小川良和君) 皆さん、ごめんください。定刻前ですが、本日出席予定の皆様おそろいですので、ただいまから第11回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号16番、船山委員、議席番号20番、富樫委員

のお二方から、欠席する旨の連絡がございました。よって、本日の出席委員は18名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長に一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第11回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には、議席番号2番、板垣委員、議席番号3番、遠藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） それでは次に、日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について、事務局より報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） それでは、報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

1 ページ目を御覧ください。番号1番、申請人、_____、土地につきましては1筆、2,433平米、申請事由につきましては、申請地は約40年前に杉を植林し、現在は山林と化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、2番、申請人、_____、土地につきましては1筆、1,062平米、申請事由につきましては、こちらも同じなのですが、申請地は約40年前に杉を植林し、現在は山林と化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、3番、申請人、_____、土地につきましては1筆、57平米、申請事由につきましては、申請地は約50年前から耕作しておらず、雑草、灌木が成育し、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次のページ、2 ページ目を御覧いただきたいと思います。番号4番、申請人、_____、土地につきましては3筆、合計面積で587平米、申請事由につきましては、申請地は約50年前から耕作しておらず、雑草、灌木が成育し、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、場所の説明をいたします。隣の3ページを御覧いただきたいと思います。番号1番の案件でございます。左上、北側の方向になりますけど、こちらが門前集落でございます。この門前集落から真ん中、中央を北から南に通っているのが県道大栗田村上線と門前川となっております。

て、下方向に進みますと大栗田集落がございます。図面南側、下方向に太線で囲まれているところが申請地となっております。

次のページを御覧ください。今ほど説明した番号1番の1筆空けて大栗田集落側、南側に申請番号2番がございます。図面中央下のところに申請地がございます。

続きまして、右隣の5ページ目を御覧いただきたいと思います。こちら番号3番、朝日地域の案件となります。左手西側に、北から南に走っているのが国道7号です。上方向が山形方向になります。図面中央から左手に塩野町集落がございます。図面中央、北から南のほうに大須戸川が流れておりまして、塩野町から右手、小須戸、荒沢方向に走っているのが県道荒沢塩野町線となっております。その大須戸川と県道荒沢塩野町線の交差点の交差する場所の左上に太線で囲まれているところが番号3番の申請地となっております。

次のページ、6ページ目を御覧いただきたいと思います。先ほど3番で説明しました県道荒沢塩野町線をずっと荒沢方向に走っていくと、図面下、中央の下の方に続いてきます。この道路が県道荒沢塩野町線となっております、申請地の1つ目が中央、県道の左手に黒く線状になって太くっておりますけど、こちらが___番地になります。

それで、そのまま北上していきまして右上のところに、2か所目になりますけど、申請地___と___になっておりまして、右側の若干大きいほうが___、左手が___となっております。

報告は以上になります。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの報告について、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、報告は以上といたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。
事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、7ページ御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。

今月は全部で4件、使用貸借1件、交換2件、贈与1件となります。1番につきましては、農業者年金受給に関する使用貸借の案件でございます。

それでは、番号1番、貸人、____、借人、____、計32筆、地積18,088平米。これは、____が農業者年金受給のため、娘さんへ経営移譲しておりましたけれども、娘さんがお亡くなりになったため、孫の____へ経営移譲するものでございます。

続きまして、番号2番、3番については、交換の案件になります。番号2番、譲渡人、____、譲受人、____、計1筆、地積3,292平米、番号3番、譲渡人、____、譲受人、____、計1筆、地積3,006平米でございます。こちら平成23年に交換する計画でございましたけれども、

前所有者の方がお亡くなりになったということで相続登記を待つことになりまして、このたび相続登記が終わりましたので、改めて交換をするものでございます。

続きまして、番号4番は贈与でございます。番号4番、譲渡人、____、譲受人、____、計1筆、496平米、譲渡人が新潟市内にお住まいということで、近くを耕作している譲受人に贈与をするものでございます。

場所の説明をいたします。8ページを御覧ください。ページ右下に見えますのが高速道路でございます。北側は、1級河川荒川を渡る旭橋からカーブに差しかかる国道345号線でございます。中央やや右側に太く囲った場所、それと左下に太く囲った場所が、議案第1号、番号2番及び3番で交換する箇所でございます。

続いて、9ページ御覧ください。ページ左上に消防署荒川分署がございまして、その前を県道坂町停車場金屋線がございまして、右下方面に行きますと、荒川支所方面でございます。ページ中央下側に太く囲った場所がございまして、こちらが議案第1号、番号4番の贈与案件の箇所でございます。以上で場所の説明を終わります。

説明した4件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明をした件について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1番、申請人、____、土地につきましては1筆、18平米、転用目的、私道敷、農地区分は第2種農地、備考といたしましては、申請地脇で生活しているが、自宅敷地に接続する道路の幅員が狭く、何かと不便を感じていたことから、このたび市道に接続する形で私道を設置するため申請するものです。なお、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。延長といたしましては18メートル、最大幅員が1.8メートル、施工につきましては不陸整正（砕石敷）となっております。道路幅員は、約3メートルから4メートルを確保する計画となっております。

続きまして、場所の説明をいたします。右隣の11ページを御覧ください。図面中央が早稲田集落になっております。図面中央、北から南方向に走るのが国道7号、上方向が山形県方向になっております。画面の中心から若干下に太線状になっておりますけど、こちらのほうが申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、報告をお願いいたします。

5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） 5番、佐藤ですが、それでは転用に係る現地調査をいたしましたので、報告させていただきます。

議案第2号の農地法第4条の番号1の申請に係る現地調査でございます。この申請につきまして、申請人から事務局に事前に協議がありまして、先月の4月26日開催されました定例会の総会后、朝日地区の委員全員で協議し、現地も普通畑として活用されており、おおむね皆さんが把握しておりました。集落内の農地であって、集団的な農地ではなく、住居地内の農地であることから、地区代表、担当、今日欠席ですが、富樫委員と2人で現地再確認して、申請どおりであれば問題はないとして打合せをしてございました。

本申請の内容につきましては、申請人の_____が市道から自宅敷地までに乗り入れるための道路と水路等を含めた幅員が2.5メートルということで、大変狭くて、軽自動車も入れない現状にあり、村上市に対して市道の拡幅改良を要望してきておりました。しかし、市の財政状況等もありまして、市道改良は計画が立たない状況であります。そこで、大変不便を来していることから、このたび市道を拡幅する形で現在布設されていますU字溝にコンクリート蓋を布設して、自分が耕作しております田を私道として設置することによって道路敷を確保するものです。なお、現場で立会説明受けると、村上市に改良は引き続き要望していくということと、改良が終われば私道は村上市に寄附採納するという計画での説明でございました。

そういうことで、地元の_____、地区代表、申請人が現地立会いして、問題はないということで許可すべきものとした意見でございます。皆さんのご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 事業計画変更承認申請についてと、関連がございます議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請のナンバー2について説明をしてください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第3号 事業計画変更承認申請について説明いたします。

番号1番、当初計画者、____、承継者、____、土地につきましては合計2筆、194平米となっております。移転内容といたしましては、住宅建築敷地、対価は____円となっております。変更目的及び内容につきましては、申請地は、昭和42年8月24日付新潟県指令農開第3851号により農地法第5条の許可を得ましたが、当初計画者が移住困難となり、このたび承継者が住宅建築を計画したものとなっております。

続きまして、15ページ御覧いただきたいと思います。関連のある申請が番号2番となります。下段のほうになります。譲渡人、____、譲受人、____、土地2筆、面積につきましては194平米、転用目的は住宅建築敷地、契約は売買による所有権の移転でございます。対価は____円、10アールあたりに換算しますと____円となります。農地区分は第3種農地、備考といたしましては、申請者は、このたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種住居地域）に位置し、宅地に囲まれた市街化の傾向が著しい区域にある農地です。木造2階建ての1棟で、建築面積は52.99平米となっております。

また、12ページのほうにお戻りください。続きまして、番号2番、当初計画者、____
____で、土地につきましては1筆、503平米、移転内容につきましては転用期間の変更となっております。変更目的及び内容につきましては、申請地は、令和元年11月27日付村農委第1048号により、農地法第5条の許可（一時転用）を得ました。この間代替地を検討してきましたが、当該地以外に条件を満たす土地がなく、このたび土地所有者から同意を得たことから、資材置場として継続的に使用するため計画の変更を申請するものです。転用期間は、変更前が許可日から3年、変更後は永年ということで、農振除外案件となっております。

続きまして、場所の説明をいたします。右側、13ページを御覧いただきたいと思います。こちらが事業計画変更申請の番号1番と5条申請番号2番の案件の位置図でございます。図面中央が緑町4丁目となっております。図面の右手、東側にJR村上駅がございます。その左脇に村上総合病院、原信がございます。図面の北側から西側に走っているのが国道345号となっております。図面中央若干下側に太線で囲まれている場所が申請地となっております。

続きまして、14ページを御覧いただきたいと思います。図面中央が上大鳥集落となっております。左手北西から東側に通っているのが国道7号です。左手が山形方向となっております。申請地は、図面中央より左手、国道沿いに太線で囲まれているところが今回の申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更についての調査報告と関連がございます5条関係について、調査報告をお願いいたします。

最初に、事業計画変更、ナンバー1番と関連がございます5条のナンバー2について、報告をお願いいたします。

15番、佐藤委員。

○15番（佐藤裕介君） 15番、佐藤です。村上地区では、5月10日に、農業委員3名、推進委員3名、事務局より中村次長、_____と現地確認を行いました。当初計画者は、昭和42年に転勤を機に住宅を建築する予定でしたが、会社の都合により転勤ができなくなり、計画を断念しました。承継者は、この土地を求め、住宅を建築するものであります。申請地は、当初計画者により盛土、整地が完成しており、周囲も住宅地になっており、隣地には農地もなく、村上地区では委員全員許可すべきものとの意見になりました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） 続いて、事業計画変更、番号2番について報告をお願ひいたします。

12番、加藤委員。

○12番（加藤孝平君） 12番、加藤です。議案第3号の2番について報告いたします。今回、農繁期で田植えが忙しい中なので、2年前一時転用で確認していましたので、今回農作業の合間、近くを通った際確認してまいりましたので、報告いたします。

作業所の脇に隣接する農地で、資材置場として継続的に使用ということです。周囲に影響を及ぼすことがないことから、許可することといたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（石山 章君） それでは、事業計画変更承認申請について、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 事業計画変更承認申請について承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今月の申請は、9件となっております。番号2番につきましては、今ほど議案第3号で説明しておりますので、省略させていただきます。

番号1番、譲渡人、____、譲受人、____、土地につきましては1筆、401平米、転用目的は住宅建築敷地でございます。契約は売買による所有権の移転、対価は_____円、10アール当たり換算しますと_____円となります。農地区分は第3種農地、備考としましては、申請者は、このたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請するものです。なお、申請地は用途地域（第1種低層住居地域）に位置し、宅地に囲まれた市街化の傾向が著しい区域に

ある農地です。木造建て1棟で、建築面積は74.36平米となります。

続きまして、16ページを御覧ください。16ページの番号3番から次ページの番号8番までが同一の砂利採取の一時転用の案件となっております。番号3番、貸人、____、借人、____、土地につきましては1筆、4,372平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たりの対価が____円となっております。農地区分は農振農用地にある農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可日から令和4年12月15日、全体計画面積といたしまして21,464平米、関係者は7名となっております。

続きまして、4番、貸人、____、借人は3番と同じとなっております。土地につきましては2筆で合計2,958平米、転用目的以下は3番と同じとなっておりますので、省略させていただきます。

続きまして、5番、貸人、____、借人は同じでございます。土地につきましては1筆、5,505平米、転用目的以下は3番と同じとなっております。

次のページを御覧ください。6番、貸人、____、借人は3番と同じでございます。土地につきましては1筆、1,853平米、転用目的以下は3番と同じとなっております。

7番、貸人、____、借人は3番と同じとなっております。土地につきましては1筆、1,442平米、以下は同じとなっております。

8番、貸人、____、借人は3番と同じとなっております。土地につきましては1筆、5,334平米、転用目的以下は3番と同じとなっております。

次のページ、18ページを御覧ください。番号9番、貸人、____、借人、____、土地につきましては1筆、399平米、転用目的は砂利採取、契約は賃貸借、10アール当たりの対価が____円となっております。農地区分は第1種農地、備考としましては一時転用、利用期間は許可日から令和4年11月30日となっております。全体面積が3,824平米、うち農地が399平米、その他3,425平米となっております。関係者は2名でございます。

続きまして、場所の説明をいたします。右手、19ページを御覧ください。5条の番号1番となっております。図面中央から上が新町となっております、下側がお城山となっております。図面北東から南、国道7号が通っておりまして、上方向が朝日方向となっております。申請地につきましては、図面中央から上方向、北側というのですか、そちらの若干右手に太線で囲まれている場所が申請地となっております。

次のページ、20ページを御覧いただきたいと思います。図面中央下側に鳥屋集落がございます。右上に1級河川荒川がございます。図面中央のところに申請地となっております、一番左手が番号3番、一番右手が番号8番となっております。

続きまして、右手、21ページを御覧ください。図面中央が石住集落となっております。東から南西側に通っているのが県道鶴岡村上線となっております。左側方向が朝日三面インターチェンジと

なります。図面中央より西側、左手に太線で囲まれているところが申請地となっております。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査の報告をお願いいたします。

議案番号1番についてお願いいたします。

15番、佐藤委員。

○15番（佐藤裕介君） 15番、佐藤です。先ほどの番号2番、緑町と同日に、番号1番、新町の現地確認を行いました。現地では、_____が待っておられました。申請者は、住宅を建築するものです。申請地は住宅化が進んでおり、生産性の低い農地です。生活排水は公共下水道に接続、雨水は自然沈下、また隣接の側溝に排水。隣接する農地はありますが、既に転用申請がなされており、同意ももらっております。そのようなことから、周囲に及ぼす影響は少ないと判断いたしました。村上地区では、委員全員許可すべきものとの意見となりました。ご審議よろしく願います。

○議長（石山 章君） 次に、続いて議案番号3番から8番について報告をお願いいたします。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部です。議案第4号、番号3から8の現地調査を報告します。

今月の14日、午後1時30分より荒川支所において中村次長の説明を受け、その後、農業委員3名、最適化推進委員2名、荒川支所国井課長補佐で、現地において_____の説明を受け、出席委員全員で許可すべきと判断しました。皆さんの審議をよろしく願います。

ただ、この際に_____へ申し入れたのが、のり面の傷んでいるところが多くて、修復と、それから農繁期で大型機械を使用しておりますので、非常に一般の道路のところで混雑しておって、農家が田植えするにも不安ですし、そういうことでその辺は十分注意していただきたいということでお話ししてきました。よろしく願います。

○議長（石山 章君） それでは次に、続いて議案番号9番について現地調査の報告をお願いいたします。

4番、本間委員。

○4番（本間裕一君） 4番、本間です。番号9番について現地調査を行いましたので、報告いたします。

この案件については、4月の定例会終了後に朝日地域農業委員6人に対しまして現地確認の日程調整の形で事務局の中村次長より申請の内容について説明がありましたが、申請地が林野及び山林に囲まれた畑1筆のみでありまして、直接隣接する農地がないこと、またこの業者は昨年も申請地近くにおいて砂利採取を行っておりまして、その際も特段問題がなかったことなどから、朝日地域では現地確認を地区担当の私に一任することとしまして、その際問題となる事項がなければ許可す

べきとの意見となりました。

そこで、5月14日金曜日に、_____の_____、_____立会いの下、現地確認を行いました。現地では_____から事業計画等について説明を受けまして、改めて計画図等と照らし合わせながら確認しましたが、特段問題となる事項もなく、また周囲の農地に影響を及ぼすおそれもないことが確認できました。このことから、朝日地域の判断としましては許可すべきとなりましたので、ご報告いたします。ご審議よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号を許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、22ページ御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、使用貸借5件、賃貸借の設定が131件、所有権移転の売買が3件、農地中間管理事業の案件が3件、合わせて142件の案件となります。

初めに、使用貸借でございます。番号1番、貸人、_____、借人、_____、1筆、360平米、借人は認定農業者で再設定となります。以降5番までが使用貸借の設定の案件でございます。

続きまして、6番から賃貸借権の設定でございます。23ページの番号6番御覧ください。番号6番、貸人、_____、借人、_____、1筆、926平米、期間10年間、借賃10アール当たり_____円、再設定の案件でございます。以下、56ページの番号136番までが賃貸借権の設定案件になります。

続きまして、所有権の移転の案件でございます。56ページ御覧ください。番号137番でございます。番号137番、譲渡人、_____、譲受人、_____、1筆、249平米、対価_____円、10アール当たり_____円でございます。

続きまして、番号138番、譲渡人、_____、譲受人、_____、1筆、565平米、対価は_____円、10アール当たり_____円でございます。

続きまして、番号139番、譲渡人、_____、譲受人、_____、計2筆、3,825平米、対価は_____円、10アール当たりは_____円でございます。

それでは、場所の説明いたします。58ページ御覧ください。天神岡集落の北側、四日市集落南側

になります。ページ右側に、南北に日本海沿岸東北自動車道がございまして、左側には国道7号線が走っております。その高速道路と国道の間に挟まれたページやや中央下付近に太く囲った箇所が議案第5号、番号137番の位置図となります。

続きまして、右側、59ページ御覧ください。こちら牧目集落でございまして、ページ中央では、右側にJR羽越線と国道7号線、南北に走っております、道の駅神林付近の十字路近くになります。その十字路南側、太く囲った場所が議案第5号、番号138番の位置図でございまして。

めくっていただきまして、60ページ御覧ください。右下に見えますのが関口の集落でございまして。関口集落から早稲田方面へ向かう県道関口早稲田線が左上のほうに延びております。ページ中央付近、太く囲んだ2筆が議案第5号、番号139番の位置図でございまして。

位置図の説明は以上でございまして。

○事務局係長（園部和枝君） 続きまして、農地中間管理事業による利用権の設定です。

61ページを御覧ください。番号140番、貸人、____、借人、____、土地につきましては計5筆、3,648平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たり____円、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担です。以下、番号142番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございまして。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号27番につき審議いたしますので、議席番号____、____、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（__番 ____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号27番につき審議いたします。ご意見、ご質問がある方。（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号27番、承認することに決定いたしました。

（__番 ____君着席）

○議長（石山 章君） ____、番号27番、承認することに決定いたしました。

（ありがとうございましたの声あり）

○議長（石山 章君） 次に、議案番号135番につき審議いたします。議席番号__番、____、議事に参与できませんので、退席してください。

（__番 ____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号135につき審議をいたします。ご意見、ご質問のある方。

(なしの声あり)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、135番、承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案番号135番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○議長(石山 章君) _____、番号135番、承認することに決定いたしました。

(ありがとうございましたの声あり)

○議長(石山 章君) 次に、番号140番から142番まで、私が理事をしている中間管理事業の公社扱いですので、議事に参与できませんので、退席し、議長を職務代理にお願いいたします。

(__番 _____君退席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) では、__が__の関係者、理事ということで退席されたので、その分の番号140番から142番までを審議いたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者(板垣栄一君) ないようでありますので、承認することに決定してよろしいですか。

(異議なしの声多数)

○会長職務代理者(板垣栄一君) それでは、140番から142番、承認することに決定いたしました。

(__番 _____君着席)

○会長職務代理者(板垣栄一君) _____、140番から142番まで承認することに決定をいたしました。

○議長(石山 章君) それでは、議長を交代し、議事を進めます。

今ほど承認された案件を除きまして、議案第5号質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。19番、村山委員。

○19番(村山美恵子君) 番号4番の_____で、あと_____がお借りになる件についてなんですけども、これ賃貸料無償ということなんですけども、改良区費が貸人負担という、土地が少ないからとかひっくるめてだからこういうことになるのでしょうか。ちょっとわからないので、教えていただきたいんですけど。

○事務局副参事(小田雄介君) 今回のこの議案第5号の案件なんですけれども、使用貸借権が確かに1番から5番までございまして、第5の1番、3番、4番につきましては、実は賃貸借と同じ契約がございまして、番号1番につきましてはナンバー45番の案件で、賃貸借権もまだ出てきます。今ほどの番号4番の案件なんですけれども、番号でいいますと59番で違う筆でまた貸借権が出てきます。ですので、純粋に使用貸借だけの案件というのは、番号2番と5番のものになります。

(何事か声あり)

○事務局副参事(小田雄介君) 一部につきましては有償で賃貸借権設定しておりますし、その一部分につきましては使用貸借権ということで無償での貸借になっております。

○議長(石山 章君) 村山委員、よろしいですか。

(はい、分かりましたの声あり)

○議長(石山 章君) 8番、遠山委員。

○8番(遠山久夫君) 8番、遠山です。今ほどの件で、地元の委員として補足なのですが、ご説明させていただきたいと思います。

この_____という方から_____に委託ということは、数年前に_____が亡くなられて、その関係で委託の話が進んで来て、今回正式にこういう契約という形になったと思います。二百何平米ですか、この少ない筆については家屋敷のすぐそばの本当に空き地でありまして、物を置いて物置にしているようなほ場だということでの話でありました。そこで、トータルで見てその1筆、小さい面積のところは無償扱いというような話を地元の方から聞いております。

以上、そのような話なのですが。

○議長(石山 章君) ありがとうございます。

ほかにないでしょうか。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ほかにないようでありますので、議案第5号、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

日程6、議案としてその他。皆様方から。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 事務局から。

○事務局長(小川良和君) 議題というわけではないのですが、先ほど5条申請の現地確認の報告の中で、1番、阿部委員のほうから_____のほうに改善ということでの指導を行った旨の報告がありましたが、早速、当日_____のほうからひとつ運転手の対応についてということで、_____のほうから各該当する運転手全員に文書で安全運転に気をつけるようにということでの通知を出したという旨の報告がありましたので、この場をお借りしまして報告させていただきます。

○議長(石山 章君) ほかにないようでありますので、議事については以上とし、2時30分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時17分～午後 2 時30分

- ・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時07分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 3 年 5 月 25 日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員